

建設委員会会議録

平成18年5月19日(金)

(開 会) 10:13

(散 会) 11:36

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開催いたします。

「所管事務の調査について」を議題とします。

質疑は執行部説明の後で行います。

それでは、執行部の各課から「所管事務について」の説明をお願いします。

○ 住宅課長

資料の1ページをお願いいたします。

住宅所管の所管事項の概要について説明を申し上げます。

組織でございますが、本庁に住宅課長1名、それから管理係長兼務の課長補佐1名、管理係に10名、それから事業係長を含む6名、中に嘱託職員と再任用職員を含んでおります。

各支所の担当は建設課の管理係に置いております。

所管事務事業の概要について説明申し上げます。

管理係につきましてです。

まず1点目、市営住宅の入退去及び使用料に関する事務を主にしております。

(2)の法令措置等に関すること、滞納整理につきましての法的措置を行っております。

それから、3番目ですが、市営住宅の維持管理に関すること。

管理戸数は4,448戸となっております。

これは2ページに旧1市4町のそれぞれの団地名と管理戸数を掲載いたしております。

それから、4番目でございます。

市有地の貸し付け及び使用許可に関すること。

それから、事業係でございます。

主に1番目でございます住宅計画に関すること。

これは、住宅施策の基本方針となる総合計画をつくっております。

それから、(2)ですが、市営住宅の建てかえ等に関すること。

1番目に公営住宅の建てかえ事業といたしまして、現在、旧市の飯塚市で松本住宅、それから川島住宅、それから旧穂波町の弁分、それから旧筑穂町の長楽寺、それから旧庄内の大坪公営住宅の建てかえを進めております。

さらに、小規模住宅地区改良事業といたしまして、旧穂波町の忠隈泉町の改良住宅の事業を進めておるところです。

3番目に、分譲宅地の建設及び処分に関するということと、旧庄内町におきまして青葉台の団地を抱えております。

旧筑穂町におきまして四郎丸団地を抱えております。

それから、旧同じく筑穂町ですが、うぐいす団地の分譲宅地を持っております。

それから、4番目ですが、市営住宅の用地及び分譲地の維持管理に関することが主な事業内容でございます。

さらに支所関係でございますけれども、支所は建設課の管理係に住宅の入退去の受け付け、それから住宅使用料の収納関係、住宅の維持管理を担っていただいております。

以上が住宅所管の概要でございます。

終わります。

○ 都市計画課長

おはようございます。

都市計画課の所管事務について説明をいたします。

所管事務調査資料の3ページをお願いいたします。

課の組織といたしましては、計画指導係6名、街路係3名、公園緑地係4名、都市下水路係3名となっております、私も含めまして17名の職員構成となっております。

次に、各係の所管事務でございますが、資料に記載いたしておりますとおり、(1)の計画指導係につきましては、①から⑦の事業を主に行っております、都市計画課の一般事務から住民の都市計画に関する指導を行っております。

次に、(2)の街路係は、街路に関する都市計画決定事務及び街路事業を行っております。

次に、(3)の公園緑地係は、公園緑地に関する都市計画決定、公園事業及び公園の維持管理を行っております。

なお、旧町の分の公園の維持管理につきましては、おのおの各支所の建設課管理係で行っております。

4ページをお願いいたします。

(4)の都市下水路係は、都市下水路及び雨水流域下水道事業の事業計画並びに事業認可に関する事務とその事業の推進、実施を行っております。

以上、所管事務の説明を終わります。

○ 建築課長

建築課の所管事務について説明いたします。

所管事務調査資料の9ページをお願いいたします。

建築課の組織といたしましては、課長以下建築係に4名、施設係に嘱託職員1名を含めまして5名となっております、計10名の職員構成となっております。

建築課が所管しております主な事業内容は、予算担当課より工事を依頼を受けまして、調査から工事完了までの事務処理を行っております。

また、県からの依頼で建築確認申請前に必要な道路幅員の現況調査報告書の作成、そのほかに嘉飯山地区消防組合及び飯塚広域市町村圏事務組合からの依頼を受けまして、調査から工事までの事務処理を行っております。

次に、各支所の建設課管理係につきましては、建築確認申請に添付いたします道路幅員が不明な場合のみ調査をお願いいたしまして、回答をいただいております。

以上が所管事務の概要でございます。

○ 土木管理課長

土木管理課の所管事務について御説明いたします。

所管事務資料の1ページをお願いいたします。

課の組織といたしましては、事務係、失礼いたしました。

建設資料、参照願います。

失礼しました。

土木管理課の所管事務について説明をいたします。

所管事務資料の1ページをお願いいたします。

課の組織としましては、総務係7名、国道調査係3名、維持係15名、交通安全係3名、それに私と課長補佐を加えまして計30名の職員構成となっております。

次に、各係が所管しております事務分掌の概要を説明いたします。

総務係につきましては、道路、河川及び排水路等の管理に関すること、公害復旧事務に関すること、国道調査に関すること、また、課の庶務に関すること等で、主に事務を担当しております。

次に、国道調査係につきましては、潁田地区におきまして一筆調査、地籍図及び地籍簿の作成業務、そのほか国土調査事業に関する事務全般を行っております。

次に、維持係につきましては、道路、河川及び排水路等の維持管理に関すること、排水機場、水門等の操作及び維持管理に関すること、また、維持工事、災害鉱害復旧事業の執行及び開発行為の指導等で、主に技術担当をしております。

次に、交通安全係につきましては、交通安全対策及び施設の工事に関すること、交通事故をなくす市民運動に関すること、また、市営駐車場及び自転車駐車場に関すること等であります。以上が、本庁の所管事務の概要であります。

各支所につきましては、管理係、建設系の2係で構成し、本庁と同様の維持管理に関する業務を行っております。

資料といたしまして、2ページに道路と河川の概要、3ページに各排水機場を、4ページに市営駐車場と自転車駐車場の概要を記載しております。

なお、内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、簡単であります。所管事務の説明を終わらせていただきます。

○ 土木建設課長

土木建設課の所管事務の概要を説明させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

土木建設課の組織といたしまして、課長1名、課長補佐1名、それから総務係2名、建設係6名、開発就労係6名、計16名で構成しております。

各支所におきましては、支所の建設課建設係で業務を行っております。

それから、2番目でございますけれども、(1)総務係に関することでございます。

総務係は、課の予算、決算及び補助金の申請、請求に関すること、1件50万円未満の委託契約、1件130万未満の工事の請負契約に関すること、旧開就事業就労支援、特開事業生活相談員に関すること、それから課の庶務に関することを行っております。

建設係でございますけれども、道路、河川、下水道の新設改良に関すること、各所舗装に関すること、開発行為の審査、検査に関すること、関係各課の受託工事に関すること、それから、工事に係る用地の交渉に関すること。

開発就労係に関しましては、特定地域開発就労事業に関すること、工事に係る用地交渉に関することを業務といたしております。

それから、各支所でございますけれども、各支所の建設課建設係は、旧開就事業の就労支援、また、特開事業の生活相談員の取り次ぎに関すること、それから、本庁施行工事に係る調査、助言に関することを業務といたしております。

なお、資料の6ページに特定地域開発就労事業の現状と、それから、下段でございますけれども、特定地域開発就労事業の事業の推移を掲載しておりますので、御参照いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○ 国県道対策室主幹

国県道対策室の所管事務について御説明申し上げます。

資料の7ページをお願いいたします。

国県道対策室の組織といたしましては、室長以下5名の職員と、再任用職員3名、非常勤嘱託職員3名、臨時職員1名の計12名となっております。

次に、所管事務の概要を説明いたします。

総務担当につきましては、期成会に関すること、土地開発公社との連絡調整に関すること、予算、決算、その他庶務全般に関することでございます。

事業担当につきましては、国道、県道の整備に関する用地買収及び物件移転補償に関することでございます。

以上、簡単ですが、国県道対策室の所管事務の説明を終わります。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局の資料をお願いいたします。

上下水道局は、総務課、業務課、管理課、建設課、下水道課の5課からなっております。

まず、上下水道局総務課の所管事務の概要を御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

総務課の組織といたしましては、課長1名、総務係4名、経理係5名の計10名でございます。

総務係につきましては、局全体に係る事業の基本計画、事業計画、実施計画、それとその連絡調整、それから、工事委託の請負契約などが主な所管事務でございます。

次に、経理係につきましては、上下水道企業会計の予算、決算、財政計画、企業債に関する事務などが主な所管事務でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

現在の業務の状況を御説明いたします。

上水道事業では、平成17年度末現在、給水戸数5万4,116戸、給水人口12万9,160人、普及率が95.36%であります。

下水道事業では、昭和43年に建設に着手しまして以来、全体計画面積2,680ヘクタールのうち、1,664ヘクタールの認可を受けまして、平成17年度末における普及率は37.8%となっております。

それから、資料には載せておりませんが、産炭地域小水系用水道事業——これは産業用水道事業でございますが、これにつきましては、後牟田工業団地に2社、それから潤野工業団地に1社、津島工業団地に1社の計4社と、飯塚市の健康の森公園に雑用水として給水をしております。

契約水量は、1日当たり512立方メートルとなっております。

以上、簡単でございますが、総務課の説明を終わります。

○ 上下水道部業務課長

業務課の所管事務の概要を御説明いたします。

組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、料金係3名、業務係が、穂波本庁5名、飯塚分室2名、筑穂、庄内、颯田の各分室に1名ずつの計15名でございます。

料金係につきましては、水道料金、下水道使用料及び手数料の調定や、収納事務、滞納処分及び欠損処分事務、公共下水道受益者負担金の賦課及び収納事務が主な所管事務であります。

次に、業務係につきましては、メーターの検針、使用水量の認定、給水や配水に係る開始、中止及び廃止、滞納整理、停水処理などが主な所管事務であります。

各分室につきましては、上下水道料金等の収納、使用開始、中止の受け付けが主な業務であります。

次の4ページに料金などを表で示しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上です。

○ 上下水道部管理課長

管理課の所管事務の概要を説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、給水係の穂波本庁5名、飯塚分室2名、筑穂分室2名、庄内分室2名、颯田分室2名、計の8名です。

水質係3名、浄水係7名で、合計で25名でございます。

次に、所管事務の概要でございますが、給水係につきましては、配水管及びそれに附属する施設の維持管理、給水管の改良計画、工事の施工が主な業務であります。

水質係につきましては、水道水の水質管理、流域水源の水質監視、終末処理場の水質検査が

主な業務であります。

浄水係につきましては、浄水場、配水池等の浄水施設の維持管理、取水量の確保、久保白ダム共同施設の管理が主な業務であります。

本市の水道施設は資料の6ページ、7ページに記載しておりますように、主な水源といたしましては、鯉田水源ほか14水源、用水施設としましては、鯉田浄水場ほか11浄水場となっております。

水源の種類といたしましては、表流水、伏流水、ダム水、地下水などがあり、施設能力は、1日の取水量は7万1,830トン、配水量は6万8,853トンとなっております。

以上で説明を終わります。

○ 上下水道部建設課長

それでは、建設課の所管概要を説明いたします。

8ページをお開きください。

組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、施設係5名、拡張係1名で、計8名でございます。

次に、所管事務の概要でございますが、施設係につきましては、水道の新設、増補、改良工事の施工、工事に関する占用及び一時使用、受託工事等が主な業務であります。

拡張係につきましては、給水計画、合併に伴う水道施設の統廃合、水源開発、変更認可申請、簡易水道等が主な業務でございます。

現在、有収率向上のため、老朽管の布設がえや、鉛管対策として給水管の布設がえなどを年次計画により順次実施しております。

また、合併後の水道施設の統廃合を実施するに当たり、水道事業基本計画の策定に向け、準備をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、建設課の説明を終わらせていただきます。

○ 上下水道部下水道課長

下水道課の所管の概要を説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

組織といたしましては、課長、課長補佐、管理係4名、建設係は係長を含めて6名、終末処理場は場長を含めて7名の合計19名でございます。

次に、所管事務の概要でございますが、管理係につきましては、公共下水道施設の維持管理、家庭排水設備の申請、設計、審査、完了検査、工事に関する占用、一時使用、開発行為、制限行為が主な業務です。

建設係につきましては、公共下水道の計画、事業認可、公共下水道施設の設計、工事の施工、終末処理場及びポンプ場建設、管渠の埋設が主な業務でございます。

終末処理場につきましては、終末処理場及びポンプ場の維持管理、流入、放流水質の管理、汚泥処理等が主な業務でございます。

下水道事業の建設計画については、10ページの資料により御説明させていただきます。

第1期事業の西部処理系統地区151ヘクタールを昭和48年度に完成させ、昭和49年より供用開始をいたしております。

現在は、2期事業として、東部処理系統460ヘクタール、南部処理系統129ヘクタール、幸袋処理系統163ヘクタール、北部処理系統130ヘクタール、二瀬処理系統371ヘクタール、目尾処理系統260ヘクタールの事業を実施いたしております。

また、現在の水洗化の状況、終末処理場の概要については資料のとおりでございますので、説明は省かせていただきます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

質疑ありませんか。

○ **安永委員**

おはようございます。

日本共産党の安永光恵です。

ただいまより質問をさせていただきます。

まず最初に住宅課です。

市営住宅の管理戸数は資料の2ページにありますように4,448戸となっております。

老朽化が進んでいるのも少なくないと思いますが、今どういう状況になっていますか。

建てかえる予定のものがあればお願いしたいと思います。

○ **住宅課長**

今、資料の中で管理戸数が4,448戸となっております。

これは4月1日現在で旧1市4町の数字でございます。

先ほども所管事務事業の内容でお知らせしましたように、今現在の建てかえが、資料の1ページでございますけれども、公営住宅の建てかえにつきましては、飯塚におきまして松本住宅、それから川島の住宅、それから、旧穂波におきましては弁分、それから、旧筑穂におきまして長楽寺、それから庄内の大坪、これが公営住宅の建てかえでございます。

さらに改良住宅といたしまして、旧穂波で忠隈の泉地区の改良住宅を実施しているところでございます。

以上です。

○ **安永委員**

それで、続いて同じ1ページのところに事業係のところに、飯塚市市営住宅などストック総合活用計画とありますが、簡潔に御説明お願いいたします。

○ **住宅課長**

今現在、飯塚市におきまして――旧飯塚市でございますけれども、ストック総合計画を策定いたしております。

これは平成13年度に策定いたしまして、おおむね10年間の公営住宅等の建てかえ並びに維持補修の関係の計画を立てておるところでございます。

今回、合併をいたしまして、1市4町に合併いたしましたので、その部分につきましては、今現在、先ほど事業を推進しております事業につきましては、18、19年度までは継続をいたしていきます。

そういうことから、新たなストック総合計画を策定する必要がありますので、それにつきましては、1市4町、先ほどの管理戸数の状況を確認の上、18年度におきまして新しい新市でのストック総合計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○ **委員長**

ほかに質疑ありませんか。

○ **森委員**

45番、森でございます。

建設土木の方で関係になるかと思うんですけれども、実は、合併前、それぞれ1市4町がそれぞれの基本構想に基づいて町のいろんな整備、環境整備ですとか、また、地域改善のための事業計画を5年計画で皆さんおつくりになると思うんです。

例えば庄内町で申し上げますと、私、庄内でございましたので、13年に制定いたしておりますので、恐らく本年が後期の部分が始まる年になるわけです。

そういったことで、ある委員会の中で、そういったそれぞれの地域の課題ですね。

こういったものはどのように新市の中で反映をされるのかということで、建設課長に私お尋ねいたしました。

当然、その時点におきまして、新市建設計画は策定がもうなされておりましたので、それをベースにしまして基本構想がつけられることは承知しております。

しかし、それとは別に、今の今年度の課題として、各1市4町のそれぞれのインフラ整備等を含めまして、どのような整理がなされたのか。

もし整理がなされていないとするならば、いつぐらいまでにその1市4町が持ち寄った課題を、整理をなされるのか。

その辺のところを、ちょっと進捗状況をお聞かせ願えませんか。

○ 建設部長

今、質問者が言われます合併によりますいわゆる各自治体の計画について、新市になった場合に、その計画はどういう取り扱いになるかということの御質問と思いますが、現在では、まだ合併した当初でございまして、それぞれの計画を継承して、なおかつ今年度とか半年とか、そういったスタンスの中で計画は見直し、整合していくと、そういう考えでは今のところ持っております。

○ 森委員

あのときの質問は、今現実に住民の要望事項等を含めて出てきておるこのような緊急の課題についてはどうされるのかということ、僕は質問したんですよ。

そのときに、そのような事案は各担当者が部会に持ち寄りまして協議をしておりますということを、その当時の私ども建設課長が言われた記憶がありましたものですから、当然、市の方の例えば特例債等を使ったような大規模なものもありましょう。

それは当然、一つ基本構想の中に織り込まないとできないことは承知しております。

しかし、現実に今年の、仮に庄内町が、穂波町が存続するならば、今年やるような事業、それぞれ持っていたはずなんです。

そのものの取り扱いをどうするのかと私は聞いたんです。

そうしましたら、一応、それぞれを掲げたものをお互いに持ちよって、合い議して、一応、その中で優先順位と申しますか、そのようでも今協議をしておりますというお答えだったので、私は先ほどちょっと質問したんです。

今、部長の方ですかね。

お答えがありましたので、そのように承知しておきます。

ちょっともう一点済みません、委員長。

水道の方でちょっとお尋ねしたいんですけれども、実は、私どもの浄水場のあの工事の件で、大変近隣の合併しましたところの自治体の皆さん方に大変御不快な御念を与えたことにつきましては、本当に申しわけなく思っております。

そのことにつきましてはそうですけれども、ただ、4月の2日の西日本新聞の記事の中で、これは市の浄水の担当者の談話としてこのような記載があるんです。

その前提は、問題の施設は、借入金の償還額が約2億8,000万円まですななきゃいけないんだと。

そして、膜処理の施設をつくったことによって、年間の俗に言います維持管理費が約7,000万円を超えるものが赤字として出るという、この前提をもとにして、担当者の方は、事前に詳細がわからず、事業計画に反映できなかったと。

なるだけ市民に迷惑をかけたくないの、水道事業会計の財政計画を見直し、人員削減や施設の統廃合などで、どの程度赤字を吸収できるか検討することになっていると。

この検討について、どのような今検討がなされておるのか。

よろしければ、その検討の進捗状況をお聞かせ願えませんか。

○ 上下水道部総務課長

料金の改定を含んだ御質問と思いますが、平成18年度は繰越剰余金を取り崩しまして、約1億円の赤字を試算しておりましたが、経費節減等の効果によりまして、平成18年度につきましては、約1,000万円程度の赤字にとどまる見込みと試算しております。

平成19年度につきましては、単年度で約3億円の赤字が見込まれますので、料金改定を考へなければなりません、なお一層の事務事業の効率化、施設の統廃合などの企業努力によりまして、料金の改定について検討をしていきたいと考えております。

○ 森委員

済みません。

私の質問は、庄内の施設が合併協の中で協議がなされずに、このように露呈したので、その返済の2億8,000万円と、今までの維持管理費に対しまして、この方式は非常に電気代等がかかって赤字になると、このことを皆さん方は知らなかったと。

だから、事業計画を見直しせざるを得ないというような新聞記事になってますがということを僕は申し上げたんです。

そのことのお答えを求めているんです。

○ 上下水道部長

確かに合併協議水道部会の方では、庄内の浄水場の改築計画につきましては、もうこれは従前から改築の計画がありましたので、それぞれの町の計画というのは、それぞれの町の尊重いたしますので、あえて合併協議会の中では議題に上がっておりません。

それで、お尋ねの経費、この計画を行うことによりまして、経費の増大につきましては、確かに薬品費、それから動力費。

この動力費というのは、主に電気代の増額でございます。

薬品費につきましては、余り変わりません。

それから、管理運営費の委託料につきましても、余り変わりません。

それで、変わるのは電気代でございます。

その電気代につきましては、これは九電との契約のやり方によりまして、大口契約等の契約によりまして、かなり減額されることも聞いておりますので、その旨につきましては、本年度からその契約に移行するような形で、電気代につきましても従前の浄水場で使用していた電気代とほぼ同額に抑える事ができるような形。

それから、先ほども言いましたように、経営努力といたしまして、施設の民営化、それから、施設の統廃合につきましては、今後検討をしていって、経営の合理化に務めるというような形での負担の軽減を図るような形を考えております。

以上でございます。

○ 森委員

私、ちょっとこれこだわりますのは、この新聞記事を読まれた方は、庄内の施設ができたがゆえに、緊急に新市の水道料金を上げなきゃいかんようなこうニュアンスなんです。

見出しが「市民の負担増必至」と書いてあるんです。

でも現実に、例えば2億8,000万円というものは、当然これは義務があったでしょう。

しかし、一方において、財産を持ち込むかわりに、負債も当然持ち込むのが合併です。

すると、債務が2億8,000万円の全額にならないにしても、それに対して資産として過年度会計上、利益の留保金が僕はあったと思うんです。

過年度の収益金。

私どもの水道会計でよく僕は聞きましたのは、過年度分の損益勘定留保資金ということで、これは俗に言う利益の留保分です。

これも持ち込むわけやないですか。

そうすると、2億8,000万円に対して、その時点で留保金がゼロであるならば、当然丸々新市が2億8,000万を支払わなければいけないと。

しかし、会計上、2億留保資金を持ってくれば、当然相殺した場合、どの程度の新市の負担になるのか。

僕の言っていること、部長、わかりますでしょ。

だから、留保資金が僕にあったと思うんです。

そうすると、当然、この4月の2日の時点において、新市が発足しておるわけです。

確かに庄内の施設で旧あったとしても、今の水道事業に対するこれは記事なんです。

新市に対する。

であるならば、当然、住民の皆さんに対する誤解なり不安を解くために、皆様方、やっぱりこれに対して、当然、記事に対して適切は表現をしてほしいなり、例えばこの中で、水道料金が飯塚の一番安い飯塚に合わせたと書いてあるんです。

でも現実には、僕の資料では、一番低いのは筑穂町やったはずですよ。

飯塚は2番目だったですよ。

資料では。

料金の。

というのが、合併協議のナンバー3の資料の中で、各地域の水道料金の算定がありました。

その中で一番安いのは筑穂町だったんです。

2番目が飯塚、3番目が穂波、4番目が庄内、一番高いところは穎田と。

そして、どちらにするか。

当初3年間は、各所そのままいきましょうだったけれども、協議の中で、合併までに統一するという事になって、飯塚に統一したんですよ。

ということは、飯塚は下から2番目なんです、料金は。

ですから、僕はもうここで質問を終わりますけれども、僕が申し上げたいことは、こういう住民に不安なり与えるものについての記事の是正は是正で、僕はやっていただきたかったということをお願いして、委員長、終わります。

ありがとうございました。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 安永委員

済みません。

ちょっと住宅課の話に戻ります。

5月に空き家募集がありましたが、募集に対しての応募はどのくらいありましたでしょうか。

それと、応募倍率の最高と最低はどうなっていますか、お伺いいたします。

○ 住宅課長

5月の募集を1日から15日までやっておるのは事実ですが、その集計した資料を今手持ち持っておりませんので、また後でお知らせしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○ 委員長

よろしいですか。

○ 安永委員

はい。

ちょっと資料がないということですけど、穎田には、私は穎田の議員してましたので、穎田では、例えば非常に老朽化した住宅が数多くあります。

3年前の7・19の水害のときには、屋根は飛び、壁は落ちて、ぼろぼろになった家もたく

さんあります。

そういう中で、空き家とかいろいろありました。

火事の心配もあります。

低家賃の市営住宅がほしいという地域の声をぜひ聞いてほしいと思います。

それでは、建てかえ計画についてお伺いいたしますが、穎田には市営住宅が548戸あります。

そのうち、引揚者住宅ですが、それが3戸。

42年前に東京オリンピックの年に建てられたのを初め、建築から30年以上なるものが過半数です。

状況は把握されていますでしょうか、お伺いいたします。

○ 住宅課長

一応、一通りの各団地の調査はやっております。

確かに今いわれる部分の分につきましては、今新しい名称では上勢田ということでの団地名になっております。

各1市4町含めまして、非常に老朽施設がめだっております。

管理戸数も一挙にふえまして4,448戸、約4,500戸となっております。今現在の建てかえ計画からしますと、かなり昭和40年前後の建物がありまして、非常に老朽化して、建てかえの時期には来ておるということは認識いたしております。

しかしながら、これだけの戸数をじゃあどういうふうに建てかえを進めていくかというのが一つの課題でございまして、それがいわゆる今回新市になりまして、18年度で新しいストック計画を立てることといたしております。

その中で、将来的な建てかえを、1市4町状況を見た中で、建てかえをどの箇所に進めていくかというのを、その計画書の中に反映させて、今後事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 安永委員

では、老朽化が進んでいることは知っているということですよ。

合併で周辺部の住民の福祉の増進がおくれているので、老朽化した住宅の建てかえ、よろしくお伺いいたします。

齊藤市長のさきの臨時議会での御発言の中でも飯塚は一つだと言われていますが、本当にその立場に立つならば、穎田の市営住宅の建てかえがおくれることのないように要望して、次、進みます。

よろしいでしょうか。

次は、都市計画課、飯塚霊園の概要を御説明ください。

○ 都市計画課長

飯塚霊園の概要につきましては、霊園面積10万3,000平方メートル、うち埋葬区5万2,712平方メートル、その他につきましては、管理等あたりは5万287平方メートルでございます。

墓の数といたしましては、貸付墓地1,913基、移転墓地6基、計1,919基でございます。

○ 安永委員

管理の方はどうなっておりますでしょうか。

○ 都市計画課長

霊園の維持管理につきましては、財団法人飯塚市土地施設管理公社へ委託しております。

○ 安永委員

次に、公園管理についてお伺いいたします。

公園の管理体制はどうなっておりますでしょうか。

○ **都市計画課長**

飯塚市の公園が、本庁管理が185カ所、筑穂支所10カ所、穂波支所47カ所、庄内支所28カ所、顛田支所20カ所、合計290カ所を市の方ですべて管理いたしております。

○ **安永委員**

地域の町内会にお願いしているところなんかありますかでしょうか。

○ **都市計画課長**

地域によりましては、町内会にお願いしております公園もございます。

○ **安永委員**

それは行政改革の一環ということのようですが、草刈りやトイレの清掃など、高齢化が進んでおります。

これらが進んでいて難しいところがあるようです。

市が責任を持つようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **都市計画課長**

できる限り市の方でやりたいと思いますが、その地区のお年寄りの方も元気な方がおられまして、率先してやりたいという地区につきましては、共同でやっていきたいと考えております。

○ **安永委員**

次は、遊具の件です。

全国的にはブランコで指を切断したという事故もあります。

飯塚市では公園の遊具の安全点検はどのように進められておりますでしょうか。

○ **都市計画課長**

遊具の安全点検につきましては、職員と、それに管理公社の監視員が定期的に巡視しております。

以上です。

○ **安永委員**

次に、忠隅山の神公園についてお伺いたします。

完成はいつなのか、事業費は幾らかお尋ねいたします。

○ **穂波支所建設課長**

お答えします。

忠隅山の神公園は17年度中に完成しております。

事業費につきましては、ちょっと資料持ち合わせませんので、後日資料調べて請求したいと思っております。

○ **委員長**

いいですか。

ちょっと資料、資料要るんですか。

(「はい、要ります。」との声あり) それは手元でいいですね。

(「はい。いいです。」との声あり)

○ **安永委員**

私、先日、この山の神公園にちょっと見に行ったんですけど、芝生がこうずっときれいに埋められているんですけど、大きな木のところで少し小山がつくってあるところがあるんです。

その芝生がもうはがれちゃって、根っこがむき出しになっているんです。

それで、そういうところ、市の方が御存じかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○ **穂波支所建設課長**

大体場所は把握してはいますが、私が見たのは、1カ月ぐらい前は行きました。

今現在の状況はちょっとわかりませんので、それについても調査して報告したいと思っております。

が。

○ 委員長

ほかに質疑ありますか。

○ 安永委員

次は、土木管理課です。

ちょっとお伺いいたします。

市道の総延長の長さはどのくらいでしょうか。

(「それ資料載ってないと」との声あり)

○ 土木管理課長

御説明いたします。

実延長で1,036キロでございます。

これは認定延長でございます。

○ 委員長

ちょっといいですか。

安永委員、これは資料にありますので。

資料の2ページ。

よろしいですか。

○ 土木管理課長

建設資料の2ページに記載しております。

よろしくお願いたします。

○ 安永委員

道路の照明のことをちょっとお伺いいたします。

新しい飯塚市になって、道路がいろいろ広くなりまして、暗いところが大変あると思います。

地域の皆さん方から暗くて危ないというお話も聞きますが、道路照明は何本ぐらいあります

か。

合併前には何本ぐらいあったかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○ 土木管理課長

旧飯塚市の数でようございますでしょうか。

合併後の数は把握しておりません。

お答えいたします。

約240基設置しております。

○ 安永委員

旧飯塚市で240ということですが、これまでにいろんな暗いところでの殺人事件とかがありましたので、暗いところなんかを特につけていただきたいと思います。

続いて質問いたします。

水害対策で、遠賀川のお堀工事が進んでいます。

その影響だと思われるんですが、幸袋で民家の井戸がかれて、急遽水道を引くようなことが、水道を引いて負担が住民の方にかかるということを聞いていますが、市の方でそういうことを把握してらっしゃいますでしょうか。

○ 都市整備部長

今、質問者の言われたの初めてでございます。

それで、遠賀河川事務所の方と問い合わせたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:06

再開 11:06

委員会を再開します。

質疑ありますか。

○ 安永委員

次に、国県道対策室の事務事業についてお伺いいたします。

国道200号、201号線など整備促進について、毎年国に要望書を出していることをお聞きいたしております。

今年はどういうスケジュールになっておりますか、お伺いいたします。

○ 国県道対策室主幹

18年度の期成会の要望活動の予定を報告しますが、まず、国土交通省の九州地方整備局及び福岡県土木部等への要望活動を7月14日に予定をいたしております。

また、7月の24日には、国土交通省、財務省、地元国会議員へ要望を予定いたしております。

それから、11月の下旬ごろになろうかと思いますが、第2回目の国土交通省等、地元国会議員へ要望をいたす予定でございます。

○ 安永委員

現在、201号線についてはバイパス工事が行われています。

このバイパスと県道飯塚山田線が平面する、交差点する上三緒交差点は、飯塚東小学校や第二中学校の子どもたちの通学路です。

子どもたちへの安全対策について国に要望されていますか、お尋ねいたします。

○ 国県道対策室主幹

国道201号バイパスと県道飯塚山田線の交差点での安全対策はどのように対処されているかということだと思います。

国道201号バイパスと県道飯塚山田線の交差点内での通学児童の安全対策につきましては、旧飯塚市平成17年第4回市議会において一般質問を受けております。

お答えといたしましては、国土交通省、福岡県及び福岡県警におきまして、十分に協議がなされ、安全対策の設計がされるとの御提言をいたしたところでございます。

市といたしましても、通学児童を含みます歩行者の安全確保は重く受けとめておりまして、国土交通省に事故防止の安全施策を道路建設に反映してほしいとの旨の要望書を、今年の1月6日に国土交通省に要望書を提出いたしております。

○ 安永委員

同じ201号バイパスで、穂波の堀池には横断歩道橋が設置されています。

こういう所も含めて確実な安全対策を国に強く要望してください。

201号バイパスから入り込む県道は、庄内小学校や中学校の通学路です。

来年3月に開通すると、大型トラックを初め、交通量が一気に増大すると思いますが、安全な対策はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○ 国県道対策室主幹

先ほども申し上げましたように、安全対策につきましては、国土交通省、あるいは県の方に引き続き要望をいたしていきたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:10

再開 11:20

それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの安永委員の質疑に対して、住宅課の方から答弁ができるそうですので、まず住宅課

長に答弁をお願いいたします。

○ 住宅課長

先ほどの5月の公募状況はどうだったかという質問でございます。

5月の方に今回公募を出したのは33戸でございます、最高の公募倍率が60倍となっております。

ちなみに最低の方につきましては2倍というふうなことで、平均でいきますと10.8倍というふうな状況となっております。

以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 安永委員

さきの質問の、済みません、続きですが、200号バイパスのことで、これは要望になりますが、颯田町パチンコ屋の通りです。

あの200号バイパス、大変交通量が多くて、交通事故ももう後を絶たない状態になっております。

その中で、小竹方面より市立颯田病院へ通う方が何人かいらっしゃるんですが、歩道橋っていうんですか、歩道橋が上にできているんですけど、電動車いすの方やら、足の悪い方、なかなか歩道橋に上がれないという方が、やはり横断歩道を通って病院の方に向かわれるんですけど、これは見ているともとても危なくて、歩道中の事故というのもあります。

それで、この場所にスロープ付きの歩道橋をつけてもらったらいいのではないかなと思えますが、これも国に要請していただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

続きまして、先ほどありましたが、庄内の岩崎浄水場の高度浄水場処理施設の事件をめぐっているいろいろありますけど、このことによって新たな負担が発生すると指摘されていますが、水道料金がこのことによって値上げするということがありますでしょうか、お伺いいたします。

○ 上下水道部総務課長

先ほども申しましたが、平成18年度につきましては、繰越剰余金を取り崩しまして約1億円の赤字となる見込みでございます。

しかし、19年度につきましては、3億円の赤字が見込まれますので、料金を改定しなければならないと考えておりますが、なお一層の事務事業の効率化、施設の統廃合などの企業努力によりまして、できるだけ料金改定については先に延していきたいと考えております。

○ 委員長

ちょっと安永委員、いいですか。

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 11:24

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○ 上下水道管理者

全般的に水道行政のことで質問だと理解しておりますが、先ほども森委員より質疑がありましたように、私はこのこういう事件があったから水道料金がどうなるこうなるというような気持ちは、毛頭持っておりません。

その施設は、やはり行政として、やはり住民の方々に安全でおいしい水を供給というのが一番の我々水道行政の目的でございますし、そして、よりよい安い単価で供給するというのが、これ我々の努力でございます。

それで、今先ほども少し中身を課長の方から説明がございましたが、例えば、今の動力費、

電気代がこれだけ高くなりますというような形の中で、最近ですけれども、私が17日就任いたしました。昨日実は細かなお話を担当の課長より一応報告を受けましたんですけれども、今までの電気契約、いろいろ契約方法にもよります。

電気会社——九州電力でございますけれども、やはりそこらあたりを重々やはり我々も勉強して、努力をして、その料金の改定という形の中では、先ほども課長が言いましたように、赤字は出る予測はあります。

しかし、我々行政の職員が努力に努力をして、そして、最善の努力をした中で、どげんしてもこういう形の中では皆さんに住民の負担を求めなきゃいけないという形になれば、この料金の改定も上程しなきゃいけない時期も出てくるだろうと思っておりますけれども、当面は、今、合併して何カ月しかかっておりません。

ただ、そういうような施設の統廃合、議員の行革、そういうものをむだを省いた中でどのようやるかということは今からでございますので、今ここで何年に上げたいとか、どういう形ということまでは毛頭に考えておりませんので、その点だけは御了解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。

「所管事務の調査について」の本日の審査はこの程度にとどめ、5月30日、火曜日、午前10時から委員会を開き、現地調査を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、「現地調査箇所について」ですが、お手元に配付をいたしておりますとおり正副委員長におきまして現地調査箇所案を作成させていただきましたが、この案に従って進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、この案に従って現地調査をしたいと思えます。

安永委員。

よかったんですか。

異議なしでいいわけ。

何か。

(「異議あります。一つだけ。」との声あり) 異議あり。

○ 安永委員

済みません。

穎田の方なんですけど、中央公園駐車場整備工事、これは車窓からということで、下において見る、調査するあれではないと思うんですけど、これに加えて、私が先ほど住宅のことでいろいろ質問したんですけど、旧明治坑という地域が、いいんですかね、炭住の跡なんかを住宅がすぐぼろぼろになったところがありますので、穎田まで来られるなら、そこもちょっと見て調査していただきたいと思えますので、お願いしたいんですけれど。

○ 委員長

ただいま明治坑跡の住宅を追加してほしいとの申し出がありました。追加をしてよろしい

でしょうか。

(発言する者あり) それでは、車窓からということで、追加をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

それでは、この案に従って現地調査をしたいと思えます。

お諮りいたします。

執行部から案件に記載のとおり、3件の報告をしたいという旨も申し出がっております。

報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

まず、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料により報告いたします。

今回報告をいたします工事は、前期の特定地域開発就労事業に伴う4件の工事であります。

この4件の入札執行状況でございますが、1ページから3ページまでの3件の工事につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、業者選考委員会において、土木Aランクより手持ち工事のない業者を全社選考の上、指名し、また、4ページの工事1件につきましても同様に、業者選考委員会において、土木Bランクより手持ち工事のない業者を全社選考の上、指名し、4月18日に入札を行っております。

その結果でございますが、資料1ページの樁多目的広場造成工事(1工区)につきましては、予定価格9,707万7,750円に対し、落札額9,681万円、落札率99.72%で、株式会社春田建設が落札しております。

資料2ページの伏原1号線道路改良工事につきましては、予定価格7,930万6,500円に対し、落札額7,896万円、落札率99.56%で、有限会社宝建設工業が落札しております。

資料3ページの津島工業団地1号線道路改良工事(1工区)につきましては、予定価格7,152万750円に対し、落札額7,140万円、落札率99.83%で、株式会社石山工業が落札しております。

次に資料4ページの津島工業団地1号線道路改良工事(2工区)につきましては、予定価格6,782万4,750円に対し、落札額6,762万円、落札率99.69%で、有限会社クリーンジャパンが落札しております。

なお、この4件の入札は、いずれも予定価格及び最低制限価格を事前に公表し、執行しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結します。

本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「損害賠償請求事件について」の報告を求めます。

○ 土木管理課長

平成15年11月13日の建設委員会で報告をいたしておりました損害賠償請求事件につい

て報告をいたします。

平成3年に法務局備付図と現況の違いにより、個人間同士の土地明け渡し請求事件が発生し、原告は隣接土地所有者から提訴を受けましたが、平成10年に原告勝訴の判決言い渡しがありました。

その判決を不服として、隣接土地所有者は平成12年に控訴いたしました。控訴棄却となり、判決が確定いたしました。

この判決を受け、原告は、法務局備付図が国土調査図の成果図のことから、平成15年1月29日に成果図の訂正を求めた筆界訂正請求を、飯塚市を相手として調停を起しました。

この調停につきましては、法務局備付図を判決どおりに修正を行う要求でしたが、筆界は行政処分により判定したのではなく、あくまで所有者間協議済みの筆界を確認して、昭和51年に国土調査の成果として法務局へ送付したものであり、筆界の訂正については当事者間で処理すべきものであることから、平成15年4月9日の調停で不調となりました。

これを不服として、原告は、平成15年9月2日に飯塚市を被告として損害賠償請求事件といたしました。

この後、8回の口頭弁論が開かれ、当時、国土調査と行った元飯塚市職員の証人尋問等行われましたが、平成16年11月19日に予定されていた第9回口頭弁論以後、原告の入院により裁判が延期され、平成17年8月28日に原告の死亡により相続人に訴訟継承がありました。訴訟継承人からの新たな求釈明に対して応答がなされなかったため、平成18年3月17日、原告の請求を棄却する判決が下りました。

弁護士によると、今後、原告側からの控訴請求はありませんとのことでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「柏木町幸袋線道路改良工事に関する損害賠償請求訴訟判決について」の報告を求めます。

○ 都市計画課長

柏木町幸袋線道路改良工事に関する損害賠償請求訴訟判決について報告いたします。

本件につきましては、用地補償における任意交渉時の市の応答及び補償金額を不服とし、補償金額の増額を求める訴訟を被補償者である上田勉氏から福岡地方裁判所に提訴されたことを旧飯塚市建設委員会に報告しておりましたが、平成18年4月14日、同裁判所におきまして判決があり、平成18年5月9日に判決が確定したことを報告いたします。

福岡地方裁判所判決として、主文として、原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とするもので、本件訴訟に対する福岡地方裁判所の判断は、原告の請求は理由がないから棄却するとなっております。

以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結します。

本件は報告事項でありますので、ご了承お願いいたします。

以上をもちまして建設委員会を散会いたします。
どうもお疲れさまでした。